



(平成26年2月17日現在)

商 品 名	こうぎん農業者専用ローン
ご利用いただける方	<p>○ 認定農業者の場合 農業経営基盤強化促進法第12条に基づき市町村の認定を受けた個人または法人。</p> <p>○ 個人の場合 直近1年間の農業粗収益(農業売上高)が200万円以上、または農業所得が総所得の過半であること。</p> <p>○ 法人の場合 直近1年間の農業粗収益(農業売上高)が1,000万円以上、または農業粗収益(農業売上高)が総売上高の過半であること。</p> <p>※上記のいずれかの要件を満たし、業歴3年以上で税金の滞納がないことが条件となります。</p> <p>※日本政策金融公庫の補償承諾を受けられる方</p>
お 使 い み ち	<p>農業経営に必要な設備資金及び運転資金</p> <p>* 負債整理のための借換えは対象になりません。</p>
ご 融 資 金 額	100万円以上 6,000万円以内 (10万円単位)
ご 融 資 期 間	1年以上、7年以内
ご 融 資 金 利	審査結果に応じた当行所定の金利を設定させていただきます。
ご 返 済 方 法	元金均等年2回または年4回返済のいずれかとなります。
ご 返 済 日	<p>年2回返済の場合は2月、8月の各25日または5月、11月の各25日のいずれかとなります。</p> <p>年4回返済の場合は2、5、8、11月の各25日となります。</p>
保 証 人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づき当行が検討の結果、経営者による保証をお願いする場合があります。
担 保	原則不要
ご用意いただくもの	<p>個人</p> <p>* 税務申告書3期分、印鑑証明書</p> <p>* 認定農業者の場合は経営改善計画認定書の写し</p> <p>法人</p> <p>* 決算書3期分、全部事項証明書、印鑑証明書</p> <p>* 認定農業者の場合は経営改善計画認定書の写し</p> <p>※設備資金としてご利用の場合は、領収書等の資金使途確認資料が必要となります。</p> <p>※お申し込みの際には別途必要になる書類等もございますので、事前にお近くの窓口へご相談下さい。</p>
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>
そ の 他	<p>お申込に際しては当行および日本政策金融公庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。</p> <p>原則、繰上返済はできません。やむを得ず繰上返済される場合は、別途手数料が必要となります。</p> <p>くわしくは窓口へご相談ください。</p>